

財政の健全化判断比率等（速報値）について

1 健全化判断比率及び資金不足比率（速報値）の概要について

これらの比率は、平成 19 年 6 月 22 日に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められたもので、平成 19 年度決算から始まり、今回で 3 年目の算出となります。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見を付けて市議会に報告します。

2 健全化判断比率（速報値）について

健全化判断比率と早期健全化基準及び財政再生基準

	牧之原市の比率			早期健全化基準 (H21 牧之原市の場合)	財政再生 基準
	H21(速報値)	H20	増減		
実 質 赤 字 比 率	- (黒字)	- (黒字)	-	13.06%	20.00%
連結実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	-	18.06%	40.00%
実 質 公 債 費 比 率	19.5%	19.4%	0.1%悪化	25.00%	35.00%
将 来 負 担 比 率	141.6%	149.2%	7.6%改善	350.00%	

注意）実質公債費比率は 3 力年平均となります。

上記のとおり、牧之原市の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下ですので、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となります。

ただし、この 4 指標の基準は、財政状況がかなり逼迫しないと上回らない基準となっています。また、実質公債費比率は、起債同意基準（18%）を上回っていますので引き続き計画的な財政運営を行い、一刻も早く同意団体になるよう財政の健全化に努めます。

（実質公債費比率が上昇した要因は、都市計画税の廃止が主たるものとなります。また、将来負担比率の減少は、交付税の算入率の高い地方債の借入が多かったことが要因と考えられます。）

3 資金不足比率（速報値）について

公営企業会計における資金不足比率と経営健全化基準

		水道事業会計	農業集落排水 事業特別会計	経営健全化基準
資金 不足 比率	H21	-	-	20.0%
	H20	-	-	

公営企業会計でも、市直営事業では資金不足は発生していないため、経営健全化計画の策定は不要となっています。